相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市長須賀四三九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邉　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

事務所千葉県木更津市東中央三―一〇―二二階　塚本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚本　秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡長生村信友二四九一番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　板倉　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

事務所千葉県茂原市道表六―八　オフィスK二〇二　渡辺智志法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　瑞穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市本町二丁目一五番、最後の住所新潟県三条市本町二丁目一五番八号

被相続人　亡　藤田　洋文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

事務所新潟県燕市井土巻二丁目二三番地ミナミビル一〇三号

相続財産管理人　弁護士　廣田　貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市古府二丁目三〇三番地、最後の住所石川県金沢市間明町一丁目二三番地

被相続人　亡　竹田　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

石川県金沢市大手町一五番一一号　大手町ハイム四〇三号　中島史雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　早川　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県小諸市古城二丁目五一五番地、最後の住所長野県松本市女鳥羽三丁目四番二号

被相続人　亡　金子　久義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

事務所　長野県松本市並柳四丁目一四番一三号いちい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉澤　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦二六〇四番地、最後の住所愛知県名古屋市名東区勢子坊三丁目一五〇八番地

被相続人　亡　桂　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二三番二八号イトービル六階　舟橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　舟橋　直昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市下田四一八七番地二、最後の住所大阪府八尾市南本町六丁目七番五号

被相続人　亡　畦地　保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

大阪市北区中之島二―三―一八中之島フェスティバルタワー一九階

相続財産管理人　弁護士　玉越　久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡黒滝村大字鳥住二五三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　林　正武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

奈良県橿原市久米町五六九番地　ヒロタウエストゲート神宮前二階

相続財産管理人　島田　裕次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡下北山村大字下池原二一二番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西村　修市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

奈良県大和高田市大中一二番地の一法友ビル一階

相続財産管理人　弁護士　竹内　大敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県八頭郡智頭町大字智頭七九六番地一、最後の住所鳥取県八頭郡智頭町大字七九五番地一　被相続人　亡　山根　定枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

鳥取市南吉方一丁目一一四―三　エステートビルⅡ　二階

相続財産管理人　弁護士　小坂　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字上戸次五〇八八番地二、最後の住所大分県大分市大字上戸次五〇八八番地の二　被相続人　亡　塩谷　玉代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月四日

大分市大字宮苑一二一八番地

相続財産管理人　松村　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年十二月四日

大阪市福島区福島五丁目一番一二号

阪神福島駅ビル

（甲）シーアクトプロデュース株式会社

代表取締役　小林　仁文

大阪市福島区福島五丁目一番一二号

阪神福島駅ビル

（乙）シーアクトミュージック有限会社

取締役　小林　仁文

第20期決算公告　平成25年12月4日

大阪市福島区福島五丁目1番12号

阪神福島駅ビル

シーアクトプロデュース株式会社

代表取締役　小林　仁文

貸借対照表の要旨（平成25年4月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	130,594
	固定資産	6,092
	資産合計	136,686
負債及び純資産の部	流動負債	37,990
	固定負債	101,189
	負債合計	139,179
	株主資本金	△ 2,492
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	△ 22,492
	その他利益剰余金	△ 22,492
	（うち当期純利益）	(19,368)
	純資産合計	△ 2,492
	負債・純資産合計	136,686

第48期決算公告

平成25年11月28日

岩手県盛岡市上田三丁目5番35号

北星化学株式会社

代表取締役　加藤　晶

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	121,719
	固定資産	5,166
	合計	126,885
負債及び純資産の部	流動負債	72,703
	固定負債	3,299
	負債合計	50,452
	資本金	10,000
	資本剰余金	40,452
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	37,952
	（うち当期純利益）	(1,598)
	評価差額金	430
	合計	126,885